

**大分市自治基本条例検討委員会  
第1回 市政運営部会 議事録**

日 時 平成21年11月24日(火) 14:00～16:00

場 所 大分市役所議会棟 3階 第3委員会室

出席者

【委員】

島岡 成治、大津留 祐子、廣瀬 惇子、秦 忠士の各委員(計4名)

【事務局】

企画課課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、  
同専門員 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、同主査 足立 和之 (計5名)

【プロジェクトチーム】

(企画課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司)  
監査事務局監査課参事 宮村 広幸、総務課法制室主任 河越 隆  
(統括者、副統括者除く:計2名)

【傍聴者】

なし

次 第

1. 開 会
2. 部会長・副部会長の選出
3. 部会長・副部会長あいさつ
4. 議 事
  - (1)部会名称について
  - (2)検討・まとめ
  - (3)その他

**<第1回 市政運営部会>**

事務局	それでは、定刻でございますので、大分市自治基本条例検討委員会(仮称)行政部会を開催いたします。 はじめに、私どもの手違いにより、部会の構成人員に誤りがございましたので、お手許の名簿にて訂正してお詫び申し上げます。 さて、本部会は、前回、第9回検討委員会におきまして、5つの部会を設定させてい
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>いただきましたが、そのうち、「行政が行う事務等に関すること」を専門に検討する部会でございます。</p> <p>委員の皆様には、部会への所属につきまして、アンケート調査をさせていただき、本部会の部会員とさせていただきました。必ずしも本来の希望にかなったものではないかもしれませんが、他部会とのバランスを考慮のうえ、最大限皆様の希望に沿った形で割り振りをさせていただいたものでございますので、ご了解のうえ、ご協力方よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、早速討議に入ってまいりたいと思いますが、まず、大分市自治基本条例検討委員会設置要綱第7条第3項の規定により、部会長及び副部会長を委員の互選により選出することとなっておりますので、委員の皆様からご選出いただきたいと思ます。</p> <p>どなたか、立候補される方または推薦される方がいらっしゃいましたらお願いします。</p>
委員	学識経験者でお願いしたいと思います。
委員	<p>私でよろしいのでしょうか。</p> <p>私がなぜこの部会を選ばせていただいたかという、実はちょっといやらしいのですが、勉強させてもらおうと思ったんです。一番よく知らないところなので。市の行政の組織がどういうことになっているのか、一番分かっておりませんので、少し勉強させていただこうかと思って選ばせていただいたこともあって、ちょっと心もとないところがあるのですが、それでもかまわないということであれば。</p>
事務局	副部会長さんは...
委員	欠席裁判をするわけにはいかないの(欠席者2名)、市民主導で自治基本条例を策定ということで、となっておりますのですが、部会ということですので、私が副部会長を。
事務局	<p>それでは、部会長に島岡委員さん、副部会長に秦委員さんをお願いしたいと思います。</p> <p>それでは部会長さんと副部会長さんに挨拶をお願いしたいと思います。</p>
部会長	<p>私、今までいくつかの委員会で委員長になるときは、大体下話があったものですが、今日は何もないからしめしめと来ていたんですけれども、少ない人数だということで、本当に互選で決めたのかな、と思います。先ほど申しましたように、私自身があまりこの部会について詳しいとは思っておりませんので、みなさんにいろいろご意見を伺いながら、それから事務局にも教えていただきながら、進めていただきたいと思います。私がこの部会を選択させていただいたのは、先ほど、行政の事務に対して不案内であるということを言ったのですが、もう一つは、非常にたくさんの方が、今この表を見ていると入っているようで、実はその中にいろんな大きな問題があるのかな、というふうに考えております。必ずしもそれがこの部会の最終的な内容がこの中に入っていないかもしれない。出して他で別でやらないといけないかもしれないことについて、少し議論をしなければいけないと思っておりますので、ご協力ください。</p>

	<p>つたない進行ですが、よろしくお願いいたします。</p>
副部会長	<p>我々の部会は行政事務部会ということであります。全体の部会を見たときに、基本原則というものは理念部会が代表するということのようにありまして、この理念、それから基本原則的なことを受けて、行政事務部会は各論的な意味合いが非常に強い、という感じはしております。それと、大分市も条例、規則、要綱等である程度の各論的な部分については、それなりに整備は図られてきているとは思っております。その部分をどういう形で、条文として条例化していくか、というご指摘はあるわけではありますけれども、もう一つは、それだけでいいのか、ということも議論になるのかな、と思っております。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ここから討議に入りたいと思います。</p> <p>設置要綱第7条第4項の規定により、部会の議長は部会長ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>それでは、議長を努めさせていただきます、ご協力よろしくお願いいたします。</p> <p>早速ですが、今副部会長さんから指摘があったんですが、この内容が行政が行う事務ということで、本部会の名称ですが、ただ今事務局の段階で「(仮称)行政事務部会」となっておりますが、この名前、名前の問題だけでなく、議論する内容もそれだけでいいのか、というお話もいただきましたけれども、この内容で行政が行う事務等を検討することでよしいのか、どうなのか。あるいはそれ以外になにかあるのか、どうなのか。その場合に、この部会の名称はこの「行政事務部会」ということでいいのか、ということに関して少しみなさんのご意見を伺いたいと思いますので、ご意見がございましたら、どなたでもよろしくお願いいたします。</p>
副部会長	<p>部会の名前が、他のところは、理念部会、市民部会、市民参加・協働部会、それから執行機関・議会部会についても、大体この部会名がほぼ条例の章立てに似ているのかなと思うのですが、我々の部会の行政事務部会というのは、章立ての名前で考えた時に中身はそれぞれで。条文としてはこういう形の検討事項になるのかなと思いますが。章立ての名前が、行政事務というのはちょっとそぐわないと私は受け取ります。</p>
部会長	<p>この前、由布市の自治基本条例をいただいたのですが、そこではこの部会は市政運営というのが第6章にあって、私も事務という言葉が入るよりは市政運営のほうが、このままがいいのかどうか分かりませんが、どちらか比べるとすると、由布市の章立ての部分を使って、市政運営のほうがいいのかな、という感じがしました。どうでしょうか。</p>
副部会長	<p>なんとなく、そういうイメージでしょうね。</p> <p>つくりとしては、全体を見渡したときに、行政事務というのはあまり自分の所の話になっても。章立てとしては、由布市の市政運営をそのまま使うことじゃありませんけど、</p>

	<p>そういうようなイメージ、概念ができるようなものを検討したほうがいいのかな、と思います。</p>
部会長	<p>どうでしょうか。他の市町村で作られた章立ての中で、ここに関わるような言葉は他にどういう言葉がありますか。</p> <p>私はそれを調べてこなかったのですが。</p>
事務局	<p>上越市とかは、やはり市政運営ですね。</p>
部会長	<p>行政運営より市政運営のほうが、大分市ですから。</p> <p>どうでしょうか。</p>
委員	<p>市政運営のほうが。</p>
部会長	<p>最終的に大分市の自治基本条例が出来上がるときに、章立てが市政運営になるかは別にしまして、それはまたこの部会で、適切な言葉があれば。</p> <p>とりあえずこの部会の名称としては、市政運営部会という名前の下で議論したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
一同	<p>はい。</p>
部会長	<p>ということで、名称を行政事務というのはちょっとニュアンスとしてなじまないというご意見もありましたので、皆さまのご意見で市政運営部会としたいと思います。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは引き続き、具体的に本題の検討に入りたいと思いますが、前回の検討委員会の資料、事務局でまとめていただいた資料の中の4ページ、大分市における自治基本条例という項目(事務局案)とある、4ページ5ページで行政が行う事務等に関する項目として、全部で17項目あげていただいています。これは既に前回の議論の中でいくつか、これはこちらのほうで、という意見があったような記憶があるのですけれども、私もうろ覚えなのですが、例えば法令遵守等というのは、これは市長あるいは議会の責務といったところに行くのではないかと、という議論が多少あったと思うのですが、あまりそれについては、深くは議論をしていないということ。あるいは、これは他の話なのですが、これについては、どういうことをコメントしなければいけないのか、というようなことを含めまして、少し議論をということなのですけれども、どうですかね。</p>
事務局	<p>もう一つなのですけれども、今日お配りした資料で、タイトル「行政が行う事務等に関する項目」とまとめさせていただいたのですが、これは市政運営に関する項目と書き換えてよろしいかと思うのですが。条例の体系が見えたほうが、議論がしやすいのかなというのがありまして、他都市の該当するところを抜粋して載せております。黒い帯のところは先ほどの資料の項目というところに該当すると思っております。総合計画からずっと、最後は18番にも環境・景観という新たな項目なのですが、これも加えた中で載せておりますので、ニセコ町と札幌市、上越市、由布市の4つの都市を参考に引き抜きました。議論の入口の参考になれば、ということでお付けしておりますので。</p>

<p>部会長</p>	<p>そうであれば、少しこれについて説明していただけますか。少し内容に触れる形で説明していただいたほうが。私も今初めて見て、気が付かなかったところもありますので。説明していただいて、その上で議論をしたらいいかな、と思います。</p> <p>どういうふうにしましょうか。総合計画から順番に。簡単に他都市の場合の条例について、説明していただければ。</p> <p>よろしいでしょうか、お願いできますでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。一応、総合計画という項目、全ての項目は4市の分しか抜粋してないのですが、ご覧いただけますように、全ての自治体で、概ね総合計画については、自治基本条例の中に謳いこんでいます。市については、総合的かつ計画的な行政運営を図るために総合計画を策定するというのが、条文の大きな目的となっています。条文の厚みについては、市によってまちまちですので、そこは大分市に合うところはどこか、と議論していただければ、と思います。</p> <p>総合計画は総合計画で一旦きったほうがよろしいですか。</p>
<p>部会長</p>	<p>どちらがよろしいですか。関連するところもあるんですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>関連するであろう順番に並べているつもりなのですが、一通り説明した上で個別の議論に入っていくのか、一つ一つ押さえていくのか、流れにお任せしますが。</p>
<p>部会長</p>	<p>その前に、ここの部会でいつごろまでに何をするのか、日程を頭にいれておかないと。今日とりあえず、何をするのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>一応、委員長とは明確な日にちを設定していないのですが、今日1回目の部会のところもありますし、今週末に始めて開く部会もありますし、議会が12月14日まであって、その間開催できないとなりますと、年末、そう何回も開催できないのかな、と。1月中くらいに部会の一定の議論を終えて、2月くらいに全体会議を一回開ければいいのかな、と事務局としては思っております。どうしても、やはり3月末までにある程度の形を、という当初の目標がありましたので、そこがちょっと難しくなってくるのかな、という気がしますので。部会は1月末までに数回というイメージでお願いしたい。</p>
<p>部会長</p>	<p>この部会で1月いっぱいまでに、ここの市政運営に関わる大まかな骨子を。</p>
<p>事務局</p>	<p>最低限、項目というのですかね、ここはこういうのを入れていったらどうだろうかという話しができればいいのかなと。詳細な条文の文案についてはまた後日、もっと後になるかも知れませんが。</p>
<p>部会長</p>	<p>スムーズに行くためにはそうだろうと思います。私はもう少しルーズに考えていたので、おそらく、ひとつの部会の中で他の部会に対する注文とか、あるいは、私はここの部会が一番、他に独立してできる可能性があるかもしれない。先ほど、景観について、由布市が別の章立てで入れていると思うのですけれども。そういうそれぞれの市の個性を示すような部分というのは、ここから出るのか、あるいは出ないのかというこ</p>

	<p>とも含めてやらないと。いずれにしても、とりあえずそういったものも含めて、この中に項目として入れていただいているようですから。</p> <p>今日のところは、事務局でまとめていただいた項目について、それぞれ他都市の条例についてどのような状況か、簡単に説明をいただきながら、大分市としてはどうすべきかということ、今日決定ということではないのですけれども、検討事項として確認するという作業でよろしいですか。</p>
一同	はい。
部会長	<p>おそらく、今年中、12月にあるとすれば、そこで少し本格的な議論が始まって、1月中に形が少し出てくるという感じでよろしいですか。</p> <p>おそらく私もそうですが、他の委員さんもすべて頭の中に入っていないと思いますので、まずはどういう項目があって、それが大分市にとってどうなのか、という議論を少しさせていただいて、そう進めさせていただいてよろしいですか。</p> <p>元に戻りますが、資料についてのご説明ですが、一つひとつ簡単に、それほどまだ深い議論はできないので、委員さん方のご意見を伺っていけばいいかな、と思っておりますが、今の事務局のご説明で総合計画については、どこでもあるということよりも、勉強した中では総合計画と非常に密接に関わるのが自治基本条例だという議論もございました。自治基本条例というのは、市と市民、議会との基本的な関係を規定しているのですけれども、具体的にまちをどうするのか、というのを基本計画の中で策定し、それが相互に関連しているのは当然でしょうし、おそらく自治基本条例のほうで総合計画の意味付け、位置付けをしておかなければいけないのかな、というふうには私も思っております。</p> <p>他の委員さんはどうでしょうか。総合計画につきましては、よろしいでしょうか。</p> <p>では、その次の行政評価につきまして。</p>
事務局	行政評価につきましては、総合計画に沿って、事務事業も含めて、見直しをやっていくツールとして、大分市も取り組んでおりますので、他都市も行政評価っていうのは、総合計画とセットで掲載していくというケースが多いようです。
部会長	行政評価と総合計画はセットで、どのような総合計画で、それがどのように達成されたか、ということを検証するということがとても大事ななと思うのですけれど、当然セットでということで、これについてはよろしいでしょうか。何かご意見があれば、はい、次をお願いします。
事務局	3ページ目の情報公開なのですが、大分市の情報公開条例は既に作っております、その情報公開条例に基づいて、現在動いております。他都市についても同じような形態でして、自治基本条例という項目の条例に当然その項目として載せているのですが、その詳細については、情報公開条例等で定めるような形をとっているパターンだと思います。
部会長	何かご意見がございましたら。

	<p>行政の透明性というのは強く求められておりますので、当然必要になってくると思いますが、具体的にここでは載せない、具体的には大分市の情報公開条例がありますので、何か問題があればこちらのほうを確認してもらえなと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。その次をお願いします。</p>
事務局	<p>4ページ目の個人情報保護についてなのですが、これも大分市の個人情報保護条例に定めております。他都市も同じような状況でございますので、例えば、上越市の一番下にもありますが、開示請求等の手続等については、別に条例で定めるといった締めくくりの条文が他都市でも多いようにあります。</p>
部会長	<p>個人情報保護条例というのは、大分市でできているんですね。そちらとの関係の中で明文化していくということになると思いますが、このあたりは必要なものということで、項目の中に入れていく、と。</p> <p>それでは次をお願いします。</p>
事務局	<p>行政手続きも同じなのですが、行政手続き条例を持っております。個人情報保護の観点、情報公開の観点と考え方は同じというふうに思います。</p>
部会長	<p>よろしいでしょうか、この辺りについては、この、どこの自治基本条例でも必ず入っていると思います。はい、その次をお願いします。</p>
事務局	<p>次の条例の制定なのですが、これは自治基本条例の条例というよりも、下に位置づけられるであろう個別の条例といったところの制定の手続き等を定めているようであり、資料をご覧くださいと分かりますが、抜粋した4市の中でもニセコ町にしか載っていないのです。この辺は、大分市はどうするのか、という議論になるかと思いますが、簡単に書くとすれば、自治基本条例に則って、条例制定の際に手続きをできた、というような形になってくるのかな、というふうに思います。ここはこういう項目で章立てをしている自治体は比較的少ないです。</p> <p>今回、項目立てをさせていただいているのは、一応MAXであることを前提とさせていただいておりますので、その中でこれは不要だろう、ということもあるかも知れません。</p>
部会長	<p>条例の制定に関しては、あるところとないところがあって、この4つの例の中ではニセコ町だけがあるようですけれども、これについてはどうでしょうか。</p> <p>これは、ちゃんと読んでみないといけないのですが、さっと読んでみると、条例の持つ意味とか言うのは、この自治基本条例ではなくて、違うところで制定されているんですね。元々条例というのは、市政の中で重要な意味になっているわけでしょうから。これをちょっと読んでみると、条例の制定もしくは改廃に際して町民の参加を図るとか、意見を図ると、ニセコ町の場合はこういうふう書いてありますので、場合によっては、市民参加とかそちらに関わる内容として考えることができるかも知れない。</p>
事務局	<p>そうですね。</p>
部会長	<p>この中に入れるべきなのか、あるいはこのニセコ町の場合ですと、市民参加、市民</p>

	<p>協働のようなところに、条例に関しても市民参加ということを入れることもあるのかなと。</p>
事務局	<p>それと、ニセコ町の場合は6ページの条例等の体系化というところに56条として載せているのですが、このまちづくり条例の条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等の分野別の基本条例の制定に努めるというような位置づけを敢えてここで謳っているところがあります。条例の体系をちゃんとしましょう、という意味合いで載せている部分がございます。ですから、先ほどの前段の部会長が言われたところは、おっしゃるとおり、市民参加とかそういった部分でも盛り込まれる内容だと思うのですけれども。</p>
副部会長	<p>この、条例の制定の項目については、できるだけ市民の意見を聞く、市民参加の機会を設けるという趣旨の部分で、大分市は重要な計画とか、条例の制定、改廃については、パブリックコメントを必ず実施するという形が常にルール化されております。その部分と少し関連化してくるのかな、というところがあります。逆にそういうことで、市の一定の縛りといいますか、市民のために行政を縛るような、そういう部分というのは入れられる余地があるのかな、と。市民参画と両面の部分なのですけどね。</p> <p>それと、今、自治基本条例の最高法規性とかの議論が今までなされてきた。あの部分はこういうところで、今入っているのですかね。</p>
事務局	<p>最高法規のところについては、前の資料の最後のページに条例の位置付けというところを書いているんですけど、最高規範性ということで。前回の議論のときに、ここはそういう位置づけでよろしいでしょうか、という確認があったと思うのです。で、その中でこれは部会で話すことでもないでしょうか、ということで部会の議論から外しております。全体会の中で、みなさんで最終的に決めていただく内容です。</p>
副部会長	<p>はい。</p>
事務局	<p>条例の体系化というふうに書いておりますので、逆に言えば、これをもって最高法規性というのを逆の意味で担保している、というふうな考え方もございます。ニセコ町の状況を申し上げますと、先にまちづくり基本条例というのを作りまして、最高法規制とたたっているのですが、実はこれの後に議会基本条例というのができております。ですから、大分市の場合は、状況は違います。議会基本条例が先で自治基本条例が後にできます。今までの協議の中で、最高法規制というのは今のところ疑いが無いですね、という話で終わっているのですけれども。逆に言えば、議会基本条例との関係をどういう形で整理して担保して体系化するか、というところが、ここの中の議論のひとつにもなってくるのではないかな、というふうに思っております。</p>
部会長	<p>ですから、条例に関して、自治基本条例の中で何か触れる、ということはいいいと思うのですが、全体の自治基本条例の体系の中で、どこでそれをするのか、いうところを考えたときに、市政運営の中でやるのか、最後にあげられている、部会には入っていませんけれども、最高規範性を謳うところの中で謳うのか、いうところになるのかな、と思います。この議論だけではなく全体の部会の中でこの内容がどこに行くのか、っ</p>

	<p>ということは少し、そこで見えてくるのかな、と。この中で今、ニセコ町があげている町民参加の問題であるとか、条例に対する体系化ということが、どこかで謳われるということは、この部会で確認して、ということでもいいのかな、と思いますけど。</p>
副部会長	<p>この中で謳うことになると、たぶん重要な条例の制定、改廃について、市民参加を担保するというような趣旨でしか入って来られないかな、という感じはしますね。この中で謳えば、ですね。</p>
部会長	<p>今日すぐに結論を出さなくていいけど、そういう問題があるということをご確認いただければ。</p> <p>ということで、ここはまた全体との関係を見ながら、ということで、では、次のところをお願いします。</p>
事務局	<p>次の法令遵守なのですけれども、これも市長が、法令の遵守と倫理の行使ということで、その体制を図るという意味の条文なのですが、ちょっと難しいのですけれども、それと公益通報というかたちで、そういう制度をここに謳っているのですけれども、大分市の現状は、今のところ規定の中で動いている部分があるのですが、条例化されていないで、それを今後条例化しようという動きが今のところございます。自治基本条例と平行してその動きをしているところなのですけれども、もしここをあえて謳うのであれば、ご覧のとおり謳ってない市もございますので、謳うのであれば、別途条例ができれば、別途条例で定める、という結びになるのか、現状では、上越市が書いているように、法令遵守と公益通報という形の中で、適切な措置を講ずるという言い方をするのか、その辺が議論になってこようか、と思います。</p>
部会長	<p>これについてはどうでしょうか。</p>
副部会長	<p>この法令遵守の、公益通報を含めて、12月議会で条例制定に向けて、提案をします。そういうことで、できるだけ、従来の規程から、条例によってよりコンプライアンスの体制を整理していく、という形を想定しております。今、部会長が言われたように、この法令遵守のここで入れたほうがいいのか、市長職員の部分ですか、執行機関とか。実は大分市が今回12月にあげようとしているのは、特別職も含めておりますので、職員だけではありませんので、ここで入れても、市長を含めた執行機関の中に入れても、どちらが適切かはあとで検討すればいいのかな、という気がします。</p>
部会長	<p>このところも、市長を含めた執行機関・議会に関する項目の中で法令遵守が謳われるのか、あるいはこちらの中で謳われるのか、全体との整合性の中で決めていくようになると思いますが、今、副部会長さんがおっしゃられたように、大分市の職員等の公益通報に関する規程が条例になったのですか。</p>
副部会長	<p>法令遵守と、公益通報と、不当要求に対する対応ということで、3点セットで一本の条例を12月議会で条例提案いたします。</p>
部会長	<p>どちらにしても、この部分は条例との関係の中で書かれると思いますが。</p>

	<p>よろしいでしょうか。今後検討していく、ということになるかと思えます。 では、次のところをお願いします。</p>
事務局	<p>次は市の財政ということで、財政運用の方法とか、財政状況の公表とかそういった部分の内容を謳っています。ニセコ町はこの部分を厚く記載しておりまして、最終的には市民にわかりやすく、とにかく公表するという内容になっております。どこの都市についても、自治基本条例の中に財政運営とか市の財政とかいう形の中でこの部分はうたっているようにあります。大分市でも、財政の計画的な運営とその公表について、今公表等は市報程度でしておりますが、そういったところを、よりわかりやすいような形の公表をしていく、というふうに条文が定められればやっていかなくはならなくなるのかな、と思っております。</p>
部会長	<p>大分市の制度の中に大分市財政状況の公表に関する条例というものはあるのですか。</p>
事務局	<p>条例はあります。</p>
部会長	<p>これはどうでしょうか。 どの程度、ここで書くかは別にして、一応基本的なことに関しては書くということで、載せておくのが通常の様です。ニセコ町の場合は非常に細かく書いていますよね。非常に分厚い内容になっています。 内容については、今後検討していく、ということで。</p>
副部会長	<p>今、事業仕分けの最中で、来年度予算に向けての。自治基本条例の中で、市の財政の項目の中でも、予算編成でどこまで市民に参加を求めるか、その辺も勉強したような条例っていうのは何処かありますか。予算編成の過程に市民の参加を求める、という。</p>
事務局	<p>ここで言うと、由布市の2項のところ、予算、決算等の財政に関する状況を市民等に公開し、理解を深めるよう努めなければならない、と、予算ができた結果を公表という。</p>
副部会長	<p>これは確定したあとのことですね。</p>
事務局	<p>編成段階で公表ということまでは、確認してないのですけれども。</p>
副部会長	<p>多分無いかも知れないね。</p>
事務局	<p>大分市は案という形で、出来上がってからオープンにする、という形をとっていますが、例えば県とか、他の市町村では、うちで言えば財務部長査定後の数値はこうなっていますという形で、と市民の意見とか、提案を受け入れるような形になっているところもあります。最終の確定までの段階で2段階もしくは3段階で、その情報をオープンにして市民の考え方を取り入れるというふうな運用をしているところもあります。これは</p>

	<p>まちまちですけれども、この辺も議論で踏み込んでその精神をこの条文の中に入れ込むかというのが、ひとつポイントになると思います。特にニセコ町はかなりきめ細かい規定の仕方しておりますので、こういうところまで踏み込むか、それとも、今よりももう少し分かりやすい形で公表するのか。予算執行、意思形成過程に向ける財政情報の公表とかいうふうな意味合いまで、ある程度踏み込んだ形で規程の中に踏み込むかどうか、というのがひとつの考え方になってくるんじゃないかな、と思います。財政運営とかは標準装備になってくるのですが、先ほど副部長さんが言われましたように、どの程度の内容を盛り込むべきなのか、求められるのか、というのがひとつポイントになってくるのではないかな、と思います。</p>
部会長	<p>そのときには、今の話ですと、ここで決めていいのかな、という感じだったんです。そうではなくて市として、予算編成において市民の意見を聞く機会を持つということが意思決定されなければ、ですね。</p>
事務局	<p>例えば、そういうことが必要だということになれば、財政状況の公表だとか予算編成過程における市民参画というふうなことを別途条例の中に盛り込んでいくべきだというご提案をいただいて、それを受けて、先ほどの話しではありませんが、体系的な整備を図っていく、というふうな考え方で行政としては進まざるを得ないという形になる。そこがひとつ大きなポイントになるのかな、という気がしております。財政状況の公表といえども、個々具体的に細かい内容で公表しなさい、というところまで規定しておりません。一般的な財政状況の公表ですから、掲示板に貼ると同時に市報等で掲載しておりますけれども、体系的な整備をしてもっと市民に意見をお聞きするような形にしなさい、というご意見であれば、そういう形で整理をしていく、という必要性が出てくるのかなと。どこまでいただくか、というのもありますけれども、今のような議論をいただければよいと思います。</p>
副部長	<p>編成過程上の問題と結果の公表の部分でどこまで、分かりやすく具体的にできるか、その辺が政策関係と絡みにくいのですよね。部会としてどういう形でその辺を判断するか、というのは、部会は部会として財政運営の中の条文としてどこまで書き込むかというのは、議論になると思います。</p>
部会長	<p>議論になると思うのですが、なかなかそう判断する根拠がつかみにくいのですが、他の委員さんにご意見をいただいて、総合的に考えていきたいと思うのですが。私個人は、どこまで言っているのか、言ったほうがいいのか、という判断が難しいところです。</p> <p>それは今後議論をしていく、検討をしていくということで、次のところをお願いします。</p>
事務局	<p>はい。次は市の組織、人事というところですが、ここで言われているのは、組織編制については、その時々状況にあったかたちで柔軟に編成する、とニセコ町では謳っております。札幌市では、ここでは職員の育成となっているのですが、適材適所の配置ですとか、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるという内容です。確立された条文が他都市にあるというわけではないのですが、市の組織として、今総務部長が居られますが、そういうところをあえて自治基本条例で謳うのかどう</p>

	か、です。
部会長	<p>ご意見はどうでしょうか。</p> <p>ここはいろいろ意見が出そうな感じがするのですけれども、今出ているニセコ町の場合でも、札幌市の場合でもその通りのことを書かれているのですけれども、そういうことを書くのか、もう一步踏み込んで、よく言われる組織の縦割り行政の問題を大分市が抜本的に改正するような方針を持ってやられるのか、そこを謳えるのかどうか、と。そういうところもひょっとしたら何か謳えるのかな、と。</p>
副部会長	<p>大分市の組織は、他の同規模の中核市と比較しても部局、課の数が少ない。そのことはメリットもあるしデメリットもあると思うのですけれど、この部分は抽象的な書き方しか多分出来ないのかな、という気がします。市政の組織に関する考え方というのは、それぞれ過去積み上げてきたものの中でしか動けないのです。そういう意味で縦割りの弊害の部分がでてくる部分があるのですけれども、書くとしたらニセコ町みたいな形の書き方しかできないのかな、という感じはします。書いて、それに沿って組織編制が出来るか、という、これはちょっとわかりませんね。各部局は、時代にあった組織を作りたいがるのです。それを放っておくと組織が水ぶくれする。人事関係はそれを抑えようとして可能な限りスリムな組織を促しているのですが、個別の部局から見ればもう少し直したい、とかは常にあります。</p>
部会長	どこまで、どういう表現で、っていうのが。書いて実効性があるのか、ないのか。
委員	この9番の市の組織人事と、16番の人材育成というのは、どう違うのですか。先にいって申し訳ないのですが、9番の札幌市を見ると、職員の育成という表現もありますけども。
部会長	人材育成っていうのは、多分市の職員だけの問題ではない、ということでは。
委員	全市民を対象にした、っていう。
部会長	市民を含めてですね。
事務局	ここで言う札幌市の方には、職員の育成という形で書いていますので、こちらはあくまでも市の内部、組織の話。16番は全市的なもの。9番の組織、人事、というのは私の個人的な見解なのですが、ただ単に押さえで載っているのかな、という感じがします。他都市の事例を見ますと。
部会長	今出ているのはそういう感じかなという。
事務局	他のところもいろいろ見てみないとわからないのですけれども。
部会長	たぶん難しいのだろうな、とは思いますが。

事務局	一応組織についても自治基本条例に載せています、というような位置付けの条文なのかな、という気はします。
事務局	市長は常々住民目線に立った柔軟な組織編制をとらなければならない、と言っておりますので、その姿勢はでているんですけども、あえてこういうふうな組織、人事に関わるものを条例の中に謳いこむかどうかというのは、確かにそれぞれの意見が分かれるところだと思いますので、ここで決めていただければと思います。
部会長	市長さんの意見というのはもっともですし、そういうものは入れたほうがいいのかな、と私は思うんですけど。これから議論していけばいいのかなと思いますが。もう少しつっこんでもいいかな、と。色々と問題があるかと思いますが。 そういうことで、ここもこれから議論をしていく、ということで。では、次のところをお願いします。
事務局	10番の住民の提案なのですが、基本的にはニセコ町の括弧書きのところにもあるように、情報共有という位置づけの中の一幕なんですね。あえてここに抜き出したのは、提案を受けるため、応答するための制度ということで、ニセコ町だけだったのですが、載せていたものですが、これは行政側が行う事務の位置付けかな、ということで、敢えてニセコ町の7条第4項だけを引っ張り抜いたような形にしています。ですから、そこまでなくても、情報共有という部分のところで謳っておけば必要ないという議論になるのか、その制度、体制としてはやはりちゃんと謳っておくべきだ、という議論になるのか、ということです。
部会長	これも住民、市民参加、市民協働のところで汲み上げて。
事務局	情報共有という位置付けでは汲み上げています。
副部会長	何ページですか。
事務局	6ページの下から3つ目です。情報共有、説明責任で議論するようにはなると思うのですが、その制度自体をここで議論するかしないか、ということなのですけども。
副部会長	やはり住民提案、市民提案への対応という部分はここだけで他にはないの。
事務局	提案の対応という意味ではここだけです。他都市では、情報共有の中で、ニセコ町もこの4部だけを引っ張りぬいていますので、この情報共有のための制度という流れの中で情報共有の市民とのやり取りという部分と、制度的なものをちゃんと作りましょう、というのが一緒にの条文の中に書かれているのですけれども、そこは情報、市民参加に任せるということであればですね。
副部会長	住民の提案っていう条項だけど、中身は情報共有ですね。
事務局	そうですね。

部会長	例えば今、情報共有って言われましたけど、市政への住民参加の中にも町民の意見や提言等のまちづくりへの反映される制度といった、こちらの方でも問題になるところになると思います。市政への住民参画の中に市民の意見の集約とかあります。こういうところで制度としても示されればいいのか、と思います。
副部会長	そうですね。これも謳うのであれば、市政への住民参加の中で条文としてどう現れていくかを検討してもらったほうがいい気がしますね。
事務局	例えば、この4市にはないのですが、豊田市には住民の要望の取り扱いという項目があります。その中で執行機関は市民の市政に対する要望等に迅速かつ誠実に応答するように努めます、という条文なのですけれども、制度上、豊田市にこういう条文があったものですから、住民の提案というところに触らせていただきました。他のところで網羅できるということであれば、ここは。
部会長	他のところで、どういうふうに条文化されていくか、ここで決まらなきゃいけないのか、いやもう必要ないのか、ということを検討されればよいかと思いますけれども、よろしいでしょうか。では、その次の苦情対応・権利保護をお願いします。
事務局	ここは市民からの苦情に対する処理の方法と言いますか、意見を含めて、ということでニセコ町になるのですが、札幌、上越のほうには書いていますが、オンブズマンを置くとか、オンブズパーソンを設置するとなっております。その辺の取り扱いを大分市はどうするのか、ということが議論になるのかな、という気がします。
部会長	これについてはどうでしょうか。 由布市はないのですが、他都市はこの部分は多いんですか。
事務局	今、調べているところは、出しているところだけです。ニセコ町、札幌市、上越市の三市しかおさえておりません。
副部会長	札幌市とか上越市は自治基本条例制定時の制度、オンブズマン制度とかそういう制度を先行的に入れていた可能性があります。全然何もないのに、自治基本条例の中に文言を入れ込むことは多分できないだろうからね。
部会長	その辺は検討していく、ということで。 今、大分市にはないんですね。
事務局	ないです。
部会長	ではその次をお願いします。
事務局	国との連携・地域間連携、これはその通りですが、今、国との連携ということで書いているのですが、ここに県も入ってくるでしょうし、近隣他都市との連携という意味合い

	<p>が入ってくると思います。ニセコ町、上越市、由布市がございませけれども、国際交流といった部分もこの中に入ってくると思います。大分市で言うと、国・県の連携というのはあたり前なのでしょうけれども、広域の連携という意味では、今のところは由布市の広域関係を結んでいたり、国際交流という観点ではオースチン、武漢、アベイロなどと友好都市、姉妹都市として連携したりしております。それをここに記載をするのか、ということです。自治基本条例の中に大概是載っています。</p>
部会長	<p>私は必要だろうな、と思うのですが、自治基本条例の中に、自治体として一つだけが独立しているわけではなくて、いろんな関係の地方自治体、国、県、国際交流と、項目としては要るんだろうな、と。具体的に姉妹都市とかそこまで書くかどうかは別としてですね、記述は要るでしょう。ただそれも、先ほどの市政運営の中なのか、別項目なのか。由布市は別項目ではなかったですかね。別章になっていますよね。</p>
事務局	<p>由布市は連携と交流という章があります。</p>
部会長	<p>そうですね、連携と交流で別に章立てをしていますね。これがいいのか、ひとつにまとめてしまうのかというのは、当然意見があろうかと思いますが。</p>
事務局	<p>章立てについては、今は5つにしか部会を分けていないのですが、必ずしも5つの章で終わるということではないと思いますし、その中で当然、例えばこの部会で市政運営に関するものと、今言われた連携と交流とか、環境、景観とか、そういった部分の章を別に出しましょう、ということがあっても、それはよろしいんじゃないか、と思っております。</p>
部会長	<p>どうでしょう。委員さん方のご意見は。</p>
副部会長	<p>必要な項目だと思いますね。ただ、行政と市民との関係の中でずっと情報公開、行政手続き、情報公開と、みんなそうなのだけど、この部分はそれ以外との連携の部分は別の章立てで記載したほうがより分かりやすい、という感じがします。</p>
部会長	<p>私も同じ考えです。 そういうことも含めて、若干の項目として捉えていく必要があるのかなと。 それでは次をお願いします。</p>
事務局	<p>次の政策法務の推進なのですが、これも規定している都市とそうでない都市があるのですが、内容的には法律の解釈について、自治権と言いますが、自分のところの解釈をある程度運用していく、という内容だと思います。そこを謳っていくか、ということなのですが、より法律の解釈によって、大分市に合った望ましいもの、という方向に解釈して運用していくとか、ということをおの中に謳っていらっしゃると思います。</p>
部会長	<p>これについてはどうでしょうか。 ニセコの場合は、これを謳わなければいけないことなのかかわからないのですが、自治立法権と法令解釈に関する自治権を活用した積極的な法務活動を行わな</p>

	<p>ればならない、と。</p>
副部会長	<p>ニセコ町は少し一歩先に出たような条例になっていますので、我々の通常のレベルとは、少し前に進もうとしている姿勢がみえるような条例になっていますけれども。我々の認識でいえば、上越市くらいでしか認識がないものですから。ニセコ町はかなり姿勢が明確になっていて。現実にニセコ町が基本条例をこのように作って、ここまでやれているのかどうなのか、っていうのはよくわからないのですけれど。</p> <p>議会基本条例の中とは、議員立法的な部分で云々というのは何かあるのかな。</p>
事務局	<p>どちらかという、地域主権、地方分権というのをかなり意識して積極的な行政運営を行いながら攻めの姿勢を打ち出しているというのが、ニセコ町の形だと思います。今までの国と地方の流れからいきますと、憲法があって法律があって、そして条例、規則、という形で体系的に流れていくといいますが、どちらかと言うと指示をされてそのとおり動く、というふうな状況だったと思いますけど。地方分権一括法というふうな新しい流れの中で、ニセコ町の町政として攻めの姿勢で運用を行っていくかどうか、という姿勢を打ち出しているのがこの条文じゃなからうか、という気がしております。</p>
副部会長	<p>今後は、国から県、県から市への権限委譲というのは、確実に進んでいきますので、基本的に自治基本条例の中において、そういう部分で政策法務という考え方の理念をですね、入っていてもおかしくはないですね。タイムリーであるという気はしますね。</p> <p>ただ、市町村職員の一番怖いところです。</p>
部会長	<p>市政運営と言ってしまったら入ってもいいのかと思います。ここかなという気がしないでもないですが、じゃあどこかと言われたら。先ほど、議会の中にも一応入ってくる、と。</p>
副部会長	<p>議会基本条例の中には、どういう文言で謳っていますか。</p>
事務局	<p>例えばですね、議会は多様な市民の意見を把握して反映させるため、市民の代表である議員相互の自由な討議を尊重し、必要な政策を自ら立案し、または市町村に提言すること等により、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする、というふうな活動原則の中にそういう姿勢が出ています。</p> <p>政策法務という言葉は使っていません。</p>
部会長	<p>地方自治体が自立するために必要な内容であろう、ということは理解できたのですが、それをどういう形で、どこに盛り込むか、っていうのは、表現の仕方も含めて検討していくことになるかなと思います。</p>
副部会長	<p>市民本位の立場で会派を超えた政策研究に取組み、政策的条例を設定するため、議員政策研究会を設置する、と運用指針にあります。これは政策的条例を制定するため、というのは議会から政策提案をして、執行部に促す部分と議員立法的な部分と両方含んでいるのですね。一応政策法務的な部分の推進という観点からは、議会基</p>

	本条例とは連動してくる部分があります。
部会長	理念的に大事なことかなと思うのです。そうするとこの市政運営の中の具体的なことが多いので、そこに出るよりは、全体の理念なり、もう少し大きいところでこういう内容は謳ったほうがいいのではないかな、という印象を受けます。
事務局	例えば上越市ですと、法令遵守とかそういった部分と条文が続いて載せられています。
副部会長	基本原則の中に謳ってもおかしくないですね。とりあえず、条文をつくるということに関してはよろしいのではないかと、思います。
部会長	次をお願いします。
事務局	危機管理体制で、これは安心安全な市民生活の確保とか災害時の対応を謳っているところは謳っている、ということです。大分市においても、特に条例ということではないのですけれども、計画という位置付けの中で、国民保護計画とか地域防災計画とかというところではありますが、具体的な条例はないです。
部会長	どうでしょうか。 ご意見がございましたら。
副部会長	私は、あったほうが良いという気がしております。ただどうしても条文の中身が、ある程度、そういう形の文言しか謳えないのかな、という感じはしますが。
部会長	私もあっていいと思うのですが、なんで札幌とか由布市はないのかな、と。 災害時の市の役割というのは大きなものがあるでしょうから、必要なのだろうな、という気がします。具体的なことまでは書く必要はないのかな、と。
副部会長	政令指定都市レベルで自治基本条例を制定しているのは札幌市だけかな。
事務局	他にもあります。静岡は最近制定されました。川崎、新潟。
副部会長	その辺で危機管理の情報っていうのは、何かあるのですか。
事務局	個別に深く見ていないので、調べておきます。 政令指定都市と中核市を調べます。
部会長	他都市の状況は調べてもらう、ということで。基本的には必要だろう、というご意見がありますので。 それでは、次をお願いします。
事務局	次は外部監査なのですけれども、これは行政運営の外部的なチェックという意味合

	<p>いで載せているところが二市です。比較的、書いている都市が多いと思います。ニセコ町と由布市はないのですけれども。</p>
部会長	<p>ご意見がありましたら。</p>
副部会長	<p>外部監査は基本的には、前にあった行政評価の中に含まれていいのかな、という感じがしております。行政評価の中にも外部委員会による行政評価をやっておりますし、これは外部監査という法に基づくものですが、やっていることは似ているといえますか、より専門的に行政評価をして意見書を出すということなので、行政評価の中で外部監査の趣旨的なものを書き込めば、わざわざ外部監査だけの条項をださなくてもよろしいのかな、という感じがしております。</p>
事務局	<p>ちなみに、外部監査は札幌市も上越市でもあるのですが、札幌市も上越市も行政評価の次の条文として謳っています。たまたま私が離れて書いてしまったので、わかりにくくなってしまったのですけれども。</p>
部会長	<p>行政評価とセットになって考える、と。なるべくあんまり項目を多く出すより、シンプルにしたほうがわかりやすくなると思いますので、そういうことで次回検討したいと思います。</p> <p>では、次のところをお願いします。</p>
事務局	<p>人材育成なのですけれども、先ほども議論が出ましたが、ここは上越市しかないのですが、市長と市民と協働の中でコミュニティ活動を発展させる人材を育成する、という内容になっております。ここの部分は人材育成という言い方がいいのかどうかかわからないのですが、大分市はまさにここの部分を進めているところですから、項目としてはいいのかな、と個人的には思っております。</p>
部会長	<p>どうでしょうか。</p>
副部会長	<p>ここのとなりに大分市人材育成基本方針というのが、これは大分市の職員だけを想定しておりまして、ただこの項目としての自治の発展を支える人材の育成ということであれば、市民、職員、場合によっては事業者も含めた話で、場合によっては市民参加協働部会の中で、そういう自治コミュニティの推進という中で人材育成的な形で謳いこんだほうがよろしいんじゃないかな、という感じがするのですよ。職員の部分は、職員の責務ということで、執行機関・議会部局でそこが出てきますので、その辺とオーバーラップするので、自治の発展を支える人材の育成という観点であれば、市民参加協働部会の中で検討してもらおうとよいのではないかなという感じですね。</p>
部会長	<p>私もそう思うのですが、その一方で全然違うというか、人材育成って言った時に、もう少し幅広い人材育成を、この大分市の自治基本条例の中で取り入れなくていいのかなと。要するに、教育行政。まちづくりも勿論だけれども、未来のまちづくりを考えれば、小中高の教育行政の中に関するものが、今回の自治基本条例の中にはないのかなという感じがする。他都市を見てもあんまりない。いいのかなと。なければいけな</p>

	<p>いと、そこまで強く言えないけど、何か教育の重要性を市政の中で入れておくのが必要なのではないかという気もしている。今の内容だと、秦委員さんが言われたみたいに市民参加協働のところで十分に対応できる。もう少し広げて教育行政を考えると、この中ではなくて別項目になるかも知れない。深く考えている訳ではない。そういう印象を受けたが、その辺のところはどうか。</p>
副部長	<p>おっしゃるとおりの所はある。この自治基本条例は、基本的には選挙権を有している人を対象にした形を取るような気がしますので、小中高の次世代の方を含ませた市政運営を考えておかないと、大きなものが落ちているかも知れませんね。</p>
部長	<p>特に大分市の教育委員会は、小中の教育行政に深く関与している。そういう意味では、他都市を見ても何故教育行政には触れないのかなと疑問を持っている。それは難しいのかな。どうしても教育行政は、義務教育の範囲は文科省の指導要綱があって、文科省の指導がかなり強烈なんでしょうけど。それはそれでいいのかという反省は常にある。そういう意味で、今回の自治基本条例の中で、大分市の青少年ですね、教育に関する基本的な方針みたいなものが謳えないのかなという気がしています。具体的には考えていませんけども。</p>
事務局	<p>実は、執行機関議会部会を開催したけど、その中で教育の話題が出まして、地域でしっかり支える教育というのを根付かせるべきだというふうなご意見が出ました。私どもの勝手な解釈によるのですが、それが大分市の自治基本条例の特色になる可能性もありますので。今回、次世代の人材育成というところをいただいたので、そのフレームでどこか一緒にして、自治基本条例の特色を何処かで出せるように、事務局としても目を凝らしながら何処に書き込めばいいのかというのを、提案をさせていただくと。何処に書き込めば一番いいのかというのと、どこの部会がいいのかははっきりしないのです。今、2つの部会からそういうご意見が出ましたので、教育問題、次世代の育成と青少年を含めて、それを地域で支えると。コミュニティの関係にもなるが、その何処かに謳いこむことが出来ないかどうかということで、引き続き検討させていただきたい。この部会という形をお願いするのは、不似合いなこともありますので、私どももそういうご意見をお聞きしたということで、何処かの項目にそういうフレーズを出していきたいということでご了解をいただければ、そういう前提で考えていきたい。</p>
部長	<p>是非お願いしたい。私は章立てとすればひょっとすれば独立という感じがする。次のところとも関係するが、多文化共生と。文化っていうところで。今の多文化共生は国際交流からこういって、先ほどの連携と交流みたいなところで、この多文化共生はまとまっていけるのかなと思うのですが。もう一方では、大分の持っている歴史や文化を、次の世代の心の中に育てていくということはとても大事なことではないかなと思う。地域の文化に関わる振興策、地域の文化をしっかり育てて継承していくことが教育行政と上手く重なり合って進展できればいいのかなという気がしている。一人の意見として聴いていただければよいが。</p>
副部長	<p>文化の問題。青少年を含めた人材育成。大分市の自治基本条例の中でも章立てをして、より特色を出すということは良いと思う。</p>

<p>部会長</p>	<p>この部会かどうか分かりませんが、そういうことがやっていければいいかなと思う。今のこの内容では、秦委員さんが言われたように、地域のコミュニティを支える人材育成では、市民協働、そちらの方でまとまる感じはある。</p>
<p>事務局</p>	<p>文化は今おっしゃったとおりですが、ここでは一項目が世界との相互理解という意味合いと、二項目ではそれらを含めてかどうか分からないが、市民が多様な文化価値観を互いに理解してということで、ちょっと内面的な部分もある。たまたま上越市にこういう項目があったので、載せてみたが、先ほど言われたように、大分市独自のところの方に特化していくという形でもいいのかと思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>私は上越市の条文はちょっと異論がある。何故かという、多様な文化や価値観を互いに理解する概念だが、同時に私たちが今いる大分の文化ってなんだろうっていうと、それぞれの地域で、大分だけの問題ではない。それは尊重する意向は大事なのかなと。人間は一人では生きていくわけではないのですから。歴史の中で引き継いだものを次に受け継いでいく。そういう視点は教育の中でも重要でしょうし、文化を考える中でも重要なこと。色んなものを受け入れられるありようでもないのではないかな。違うものに理解を示すのは非常に大事だけど、同時に自分たちのものは何かっていうことを探し求めることも大事かなと思う。まあそれはちょっと余談ですが、はい結構です。よろしいでしょうか。これに関しては、</p>
<p>副部会長</p>	<p>理念部会は、まだ開いてないのですかね。</p>
<p>事務局</p>	<p>金曜日が第1回目です。</p>
<p>事務局</p>	<p>前文のところではどういうふうな表現をして特色を出していくか、そこにも関わってくるかと思しますので、その辺を意識しながら。</p>
<p>副部会長</p>	<p>理念の部分と文化の部分でオーバーラップしますね。</p>
<p>事務局</p>	<p>最後、環境・景観というところで、これ急きょ由布市を中に入れた関係でここに入れこみましたが、これは由布市だからこそその条文だろうと思っています。環境の面というのは、由布市は自然が保たれた都市になっていますから、そういった面と、景観という意味での多分由布院の街並みとか段々畑とかそういった所をイメージしたものかなと思っています。この分を大分市としてどうなのかという所は議論になるかなと思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>これについてはどうでしょうか。私建築なのでとても大事だと思うのです。大分市の自然は豊かですし、自然の豊かな部分をあまり頓着せずに生活している所が多少あるかなと。それだけではなくて、さっき歴史や文化って言いましたけれど、日本の文化っていうのは自然にどう対処するのか、自然とどう付き合うのかっていうのが一つの文化の大きな要素になっている。文化という意味でも、自然の中でどうかと。とても大事だという気がしています。自治基本条例の中でどういう形でいくかというのは、私の中</p>

	<p>でちょっと分からない所もあるのですが、こういう項目を上げればいいのか、或いは教育や文化の中で自然景観についても少し触れるのか。違う所で触れるのか。それがちょっと全体がイメージできていない。</p>
副部会長	<p>湯布院町あたりでは、景観条例はかなり先行しているのですか。</p>
部会長	<p>そうですね。大分も幾つかの地域で景観がある。</p>
事務局	<p>景観条例を制定しています。</p>
部会長	<p>この辺り、城址公園あたりはそうですね。行政としては取り組んでいる部分ではあります。</p>
副部会長	<p>項目としては入れるべきだと思いますね。</p>
部会長	<p>どういう形で何処に入るかはちょっと。</p>
事務局	<p>由布市は全く章が別で1条だけです。</p>
部会長	<p>由布市はそうでしょうね。</p>
事務局	<p>私も他の条例を見る中で景観や環境というものが条例に入っているのは初めて見ましたので、由布市としてはとても思いの強いところだと思います。通常前文とか理念とか、そういった部分の中に散りばめられているような内容だと思うのですが、敢えてそこを条文に入れたということは由布市の思いだと思います。</p>
部会長	<p>少なくとも前文とか理念の所では、触れるべきところではあるかなと思います。別枠でくるかどうかというのは議論になる。よろしいでしょうか。以上、前回まとめたいただいた資料について事務局のほうで4つの基本条例について、似ている所を抜粋していただいて、概ねどういう所に問題があるかというのは理解できたのではないかなと思います。ということで、今後先ほどの日程の話を聞いていますと、今年中にあと1回ということで、もう少し次回は具体的にどういう形があるのかという議論、何処をどのように入れてとか、項目として構成するとか、そういう話ができればいいと思うのですが。今日の議論の内容を各委員さん見直していただきまして、どういう形でまとめていけばいいかという意見を次回伺えればよいと思う。よろしいでしょうか。それで、次回の開催日程ですが。</p>
事務局	<p>12月14日までが議会となっておりますので、それ以降という形でお願いできればと思います。特にこちらからはありません。</p>
部会長	<p>今日二人来られていない。</p>
事務局	<p>そうですね。今いらっしゃるメンバーで決めていただければ。</p>

部会長	そうすると理想的には14日の週ですか、あまり年末押し迫ると色々あると思うのですが。ここでもう一步先に話を進められればと思うのですけれど。ご都合の悪い日は、火曜日の午後がよろしいでしょうか15日。よろしければ15日の午後同じ時間2時から4時までで。
委員	都合が悪いです。22日なら大丈夫です。
部会長	22日で。22日に今日お話をいただいた中で、これは必要であろうというご意見が出たものと、これは要検討という判断があったと思うので、その辺を事務局がまとめていただいて、表にして出していただいて、それについて具体的に、必要なものに関してはどういう項目が必要かということがあると思いますので、掲載しなければならぬ項目等について検討していきたいと思います。
事務局	22日はこの部屋で14時からでよろしいでしょうか。
事務局	先ほどご指摘いただいた分で、危機管理体制につきましては政令市、中核市レベルでの状況を調べて欲しいと。議論の対象となって、ここはどうなのかというポイントになる分を箇条書きで整理しておけばよろしいでしょうか。敢えて条文ということでお出しなくてもよろしいですか。
部会長	そうですね。できましたら、総合計画、行政評価に関しては、どういう項目があるのか項目で結構です。文書までは要らない。
事務局	行政評価、外部監査、それを続けて規定した方がという意見もありましたので、そういうものをお示しするということでもよろしいでしょうか。
部会長	あとは他に回したらというのがありましたので、それは注意書きで書いていただければ。それでは今日はこれでよろしいでしょうか。
副部会長	理念部会で一定程度整理されたものを次の我々の部会で示してくれませんか。
事務局	はい。お疲れ様でした。